

埼玉県の多文化共生施策に係る現状と課題

資料6

埼玉県の現状

県内在留外国人数

人数(全国順位)	対前年比
167,245人(5位)	9.7%増

平成29年12月末 (法務省調査より)

・県人口に占める割合 2.28%(県民約44人に1人)
(H30.7月 県推計人口7,321,982人)

◎ 国籍別

	国名	人数(H29.12末)	全国順位
1	中国	65,607人	3位
2	フィリピン	19,765人	4位
3	ベトナム	18,979人	4位
4	韓国	15,721人	7位
5	ブラジル	7,300人	8位

・パキスタンは2,407人で全国順位1位

◎ 在留資格別

	資格	人数(H29.12末)	対前年比
1	永住者	58,949人	3%増
2	留学	18,600人	14%増
3	家族滞在	15,313人	17%増
4	技術・人文知識・国際業務	14,411人	20%増
5	技能実習	12,616人	25%増

県内市町村別在留外国人数

	市町村名	人数(H29.12末)	県内在留外国人数に占める割合
1	川口市	33,608人	20.10%
2	さいたま市	23,358人	13.97%
3	川越市	7,779人	4.65%
4	戸田市	6,881人	4.11%
5	草加市	6,426人	3.84%

・県南部に中国、フィリピン、ベトナム、韓国籍などが多く、県北部にブラジル国籍が多い。

多文化共生社会の実現に向けて

主な多文化共生施策

「埼玉県多文化共生推進プラン」(平成29年度～平成33年度)
基本目標:「日本人住民と外国人住民が地域社会を支え、共に歩む県づくり」

1 誰もが暮らしやすい地域づくり

(1)「外国人総合相談センター埼玉」の運営(平日9時から16時まで)

○対応言語 8言語(英語、中国語、スペイン語、ポルトガル語、韓国・朝鮮語、タガログ語、タイ語、ベトナム語) 及びやさしい日本語

○運営内容 ・生活全般(電話による相談・週5日)
・出入国管理制度(東京入国管理局相談員による対面相談・週3日)
・労働関係(社会保険労務士による対面相談・月1回)
・法律関係(弁護士による対面相談・月1回)
・公共機関窓口での電話による仲介通訳

○主な相談内容 ①在留資格28.6% ②医療・福祉等16.1% ③仕事・労働12.4%(H29年度)

(2)多言語及びやさしい日本語による行政・生活情報の提供

○「外国人の生活ガイド」(7言語 英語、中国語、韓国・朝鮮語、スペイン語、ポルトガル語、タガログ語、日本語)
・入国してからの在留管理、医療、教育などの制度の説明や、生活に役立つ情報を掲載

○「やさしい日本語」の普及

・県、市町村職員に向けた研修会、埼玉県外国人案内ボランティア講座にて実施

2 東京2020オリンピック・パラリンピック等を契機とした多文化共生の人材育成

(1)埼玉県外国人案内ボランティアの育成 (外国人案内ボランティア育成講座)

・東京2020オリンピック・パラリンピック等に向け訪日外国人観光客へのおもてなし
・大会終了後は、在住外国人の支援や交流など多文化共生を推進

(2)「多文化共生ボランティア登録システム」の活用

・外国人案内ボランティア育成講座修了者等をデータベースに登録(H33年度目標 7,000人)
・登録者に対しボランティア募集情報や活動に役立つイベント情報などをメールで一斉に配信

3 外国人留学生への支援

「グローバル人材育成センター埼玉」による外国人留学生に対する就職支援

主な課題

- 外国人住民に対する日本語習得の支援体制 (地域社会に溶け込むために)
- 外国人住民に対する生活支援策の更なる充実 (生活者としての視点で)
- 日本人住民の多文化共生意識の醸成 (心の壁をなくすために)

(相談件数)

年度	件数	1日換算
25	4,797	19.8
26	4,897	20.1
27	5,072	20.9
28	5,291	21.8
29	5,312	21.8

新宿区の多文化共生及び外国人支援施策

1 新宿区の外国人住民の特徴

平成30年9月1日現在、新宿区には130を超える国や地域から、人口の12.3%を占める約42,500人の外国人が居住している。国籍は中国、韓国、ネパール、ベトナム、ミャンマーの順で多く、約9割がアジアからの出身である。また、外国人住民の4割近くを留学生が占め、多様性と合わせて、流動性が高いことも大きな特徴である。

2 基本的施策

外国人住民が地域で安定的な生活を送るため、生活情報や行政情報を多言語で提供するほか、生活に関する相談対応の充実を図っている。また、生活に必要な日本語学習の支援も強化しており、これらの取組を通して、外国人住民も地域社会の一員として、地域でコミュニケーションが図れる支援や環境整備を行うことで、地域社会全体の多文化共生の推進に取り組んでいる。

(1) 外国人相談窓口の運営

外国人の生活に関する不安等を解消するため、多言語による相談窓口を設置し、行政(住民登録・社会保険・税金)、家庭、福祉、健康、仕事、教育など、様々な相談に対応している。

	対応言語				
	月	火	水	木	金
外国人相談窓口 (区役所本庁舎 1階) 9:30~12:00、13:00~17:00	英語・中国語・韓国語				
外国人相談コーナー※ (しんじゅく多文化共生プラザ) 10:00~12:00、13:00~17:00	韓国語 (午後)	中国語 タイ語 ネパール語	英語	中国語 ミャンマー語	韓国語 英語(第3週のみ)

※入国管理局所管の「外国人総合相談支援センター」が併設しており、入国管理手続や生活全般の相談対応等をワンストップで実施

(2) 外国人住民への情報提供

外国人住民に対する生活情報や行政情報等の情報提供は、ルビ付き日本語、英語、中国語、韓国語の4言語を基本としているが、ごみの分別チラシは、現在11言語で作成するなど、生活に身近な情報は幅広い多言語対応を行っている。今後は映像等を用いた効果的な情報発信についても工夫していく予定である。

広報物の配布は、区施設のほか、外国人コミュニティや外国人が多く集まる飲食店や商店等の協力を得ながら、外国人住民に届きやすい様々な場所での情報提供を行っている。平成29年度からは、海外送金事業者とも連携し、外国人が日常的に利用するアプリや窓口等での提供にも取り組んでいる。

また、外国人向け生活情報ホームページ、外国語版 SNS「Facebook, Twitter, LINE@, 微博(Weibo)」による情報配信も行い、SNSの利用件数は順調に増加している。

【参考:新宿区の生活情報・行政情報等の広報媒体(各部署作成の広報媒体等は除く。)]

	媒体	対応言語						
		日本語	英語	中国語	韓国語	ネパール語	ベトナム語	ミャンマー語
①	広報しんじゅく	●						
②	外国語広報紙(年4回発行)「しんじゅくニュース」	●	●	●	●			
③	区ホームページ	●	自動翻訳	自動翻訳	自動翻訳			
④	区の外国人向け生活情報ホームページ	●	●	●	●			
⑤	区のSNS(Facebook, twitter, LINE@, 微博)	●	●	●	●			
⑥	外国語生活情報紙(「緊急時や災害に備えて」等の8分冊)	●	●	●	●			
⑦	新宿生活スタートブック	●	●	●	●	●	●	●

① 広報しんじゅく
(月3回発行)

② 外国語広報紙
(4言語×年4回)

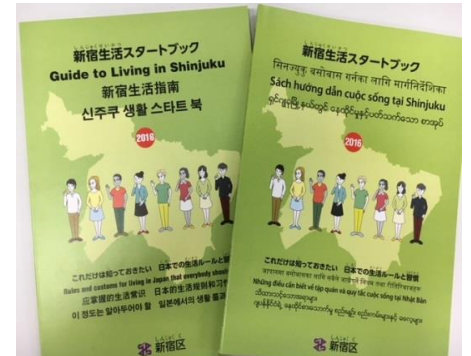
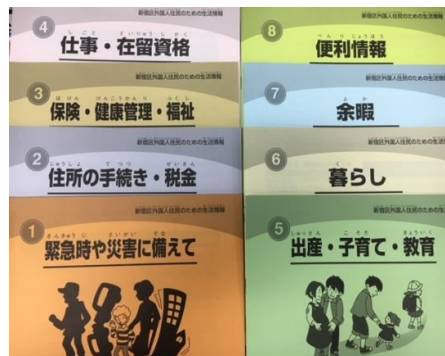
③ 区ホームページ



④ 区の外国人向け生活情報 HP
(月3回更新)

⑥ 外国語生活情報紙
(8分冊×4言語)

⑦ 新宿生活
スタートブック※



※転入手続き時に個別配付

(3) 日本語学習への支援

日本語でのコミュニケーションが困難な外国人や、日本語での学習が困難な子ども(外国ルーツを含む。)に対し、地域で安定した生活を送ることができるよう日本語の習得を支援する。

(以下の事業には、公益財団法人新宿未来創造財団への委託事業及び自主事業を含む。)

- ア) 有料の日本語教室(区内10箇所12教室)の開催
- イ) 無料の日本語教室(週4日。しんじゅく多文化共生プラザ内)の開催
- ウ) はじめてしゃべる日本語クラス
- エ) 日本語学習コーナーの運営(しんじゅく多文化共生プラザ内)
- オ) 外国にルーツを持つ子どもの日本語教室の運営
- カ) 教育委員会による日本語サポート指導(幼稚園児から中学生までを対象)
- キ) 中学3年生を対象とした高校進学指導

(4) 窓口等における多言語対応の推進

日本語でのコミュニケーションが困難な外国人に対し、区役所での手続きや相談に利用できるタブレット端末を利用した通訳システムを導入している。

[対応言語]13言語(英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語、タイ語、フランス語、タガログ語、ベトナム語、ミャンマー語、ネパール語、ヒンディー語、ロシア語)

(5) 外国人の区政への参画 ～新宿区多文化共生まちづくり会議～

新宿区の多文化共生を総合的かつ効果的に推進するために、平成24年度に設置した区長の附属機関であり、日本人と外国人(出身を含む。)が半数ずつ、計32人の委員で構成し、区長からの諮問への答申や、多文化共生を推進するための提言などを行っている。

[審議テーマ]

- ・第1期(平成24年9月7日～平成26年9月6日)
「外国にルーツを持つ子どもの教育環境の向上」・「災害時における外国人支援の仕組みづくり」
- ・第2期(平成26年9月7日～平成28年9月6日)
「新宿区多文化共生実態調査について」
- ・第3期(平成28年9月7日～平成30年9月6日)
「外国人住民と日本人住民が共に暮らしていくための課題と情報提供」(住宅・暮らし)

(6) 地域における多文化共生意識の醸成 ～コミュニケーション・交流の充実～

地域において、日本人と外国人とのコミュニケーションの機会や交流の場を創出し、その後の交流を育む取組の充実を図っている。地域のまつり等に外国人コミュニティが参加したり、日本語学校等と連携し、留学生が主体的に地域活動に参加する取組を促進している。

また、「新宿区多文化共生連絡会」というネットワークを形成し、町会、商店会、外国人コミュニティ団体、日本語学校、多文化共生活動団体等が参加し、活動の情報共有や勉強会等を通して、相互の連携を深めることで、地域における多文化共生活動の充実に取り組んでいる。